

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例制定について

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和8年2月25日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年周南市条例第
14号）の一部を次のように改正する。

第11条の2及び第20条第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2
項の次に次の1項を加える。

3 給与条例第11条第1項第2号又は第3号に定める通勤手当の支給要件に該当する
パートタイム会計年度任用職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び
利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」と
いう。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員
を除く。）の通勤に係る費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲
げる通勤に係る費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る費用弁償 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内
で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる費用弁償以外の費用弁償 前項の規定による額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(委任)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(参 考)

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第11条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、常勤職員の例により支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても同様とする。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第11条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、常勤職員の例により支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても同様とする。</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上で、基準日において、1週間の勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「基準日以前6か月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間」とあるのは「基準日以前6か月以内の期間における別に規則で定める<u>その者</u>の在職期間」と、「当該各号に定める割合を乗じて得た額」とあるのは「当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上で、基準日において、1週間の勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「基準日以前6か月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間」とあるのは「基準日以前6か月以内の期間における別に規則で定める<u>当該職員</u>の在職期間」と、「当該各号に定める割合を乗じて得た額」とあるのは「当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(通勤に係る費用弁償)</p>	<p>(通勤に係る費用弁償)</p>
<p>第21条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

現行

改正案

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤に係る費用弁償の支給及び返納に関し必要な事項は、別に規則で定める。

3 給与条例第11条第1項第2号又は第3号に定める通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤に係る費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤に係る費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る費用弁償 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる費用弁償以外の費用弁償 前項の規定による額

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤に係る費用弁償の支給及び返納に関し必要な事項は、別に規則で定める。